

(仮称)会津若松ウィンドファーム増設事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第10条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業は、供用中の会津若松ウィンドファーム南方に、大規模な風力発電所を整備するものであり、対象事業実施区域及びその周辺には住宅が点在することから、最新の環境対策や施工方法、防災対策等により、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。
- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、十分な基礎資料のもと、必要に応じて専門家の助言を得ながら最新の知見及び評価手法を採用し、事業計画を具体化した上で、住宅等の分布、利水状況、風況、自然状況等の多面的な視点に立って綿密な調査を実施すること。
また、対象事業実施区域の周辺で計画されている別の風力発電事業との累積的な環境負荷について、可能な限り環境影響評価に反映させること。その上で、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気象状況を踏まえること。
- (3) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の記載に当たっては、風力発電機と関係設備の配置、規模や構造等の他、接続道路等の土地の改変等について、できる限り具体的に記載すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、「事業計画策定ガイドライン（風力発電所）」（資源エネルギー庁、2021年4月改訂）等を踏まえ、自治体及び対象事業実施区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努め、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応し、地域住民に十分配慮した事業計画とすること。
- (5) 対象事業実施区域周辺で新たに計画される事業の環境影響評価において、累積的な影響の検討を行う上で、本事業の調査に係る情報を求められた場合、必要に応じて提供すること。
- (6) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、供与中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気環境について

学校等の配慮が必要な施設が対象事業実施区域の北東に位置し、当該施設の沿道が風力発電機等の輸送路となる可能性があることを踏まえ、当該施設付近で、輸送車両及び建設車両から発生する窒素酸化物、粉じん等の環境影響調査を検討すること。

なお、環境影響評価を行う場合は、最も環境影響が大きくなる状況で評価すること。

3 騒音・振動について

- (1) 学校等の配慮が必要な施設が対象事業実施区域の北東に位置することを踏まえ、当該施設付近に調査地点を追加し、「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「施設の稼働」に伴う騒音・振動の環境影響を調査し、準備書に記載すること。
- (2) 方法書の事業計画では風力発電機の設置場所が確定していないが、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成25年）において、風力発電設備の騒音が予測された値よりも大きい事例や、1 km以上離れた住宅から騒音の苦情がある事例が示されており、対象事業実施区域と最も近い住宅間の距離は760 mであることから、当該住宅周辺を調査地点に追加し、「建設機械の稼働」及び「施設の稼働」に伴う騒音・振動の環境影響を調査し、準備書に記載すること。
- (3) 本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動については、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活環境等に影響が及ばないように、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。
- (4) 超低周波音の影響は科学的に未解明な部分も多く、調査方法に不確実性が大きいことから、既存の風力発電所の苦情発生事例等を調査し、その結果を準備書に記載すること。

4 水環境について

- (1) 対象事業実施区域周辺に、住民運営の簡易水道や給水施設の水源が存在することから、土地の改変等による地下水及び湧水の水質への影響、さらに水量への影響を回避できるよう、事業計画及び環境影響調査を検討すること。
加えて、本事業の工事及び供用により飲用水の供給等に支障が生じた場合の対応策を検討し、準備書に記載すること
- (2) 方法書では河川上流側の支川に調査地点を設定しているが、対象事業実施区域周辺を流れる原川、大清水川及び湯川は上水道水源である猪苗代湖及び東山ダムに流入することを踏まえ、支川が合流する下流側にも調査地点の追加を検討すること。
- (3) 河川等の魚類調査は関係法令の規定に基づき、漁業権者の了解等を得た上で実施すること。

- (4) 方法書では付帯設備の設計・配置等は検討中とされているが、対象事業実施区域は山稜部に位置することから、沈砂池は集中豪雨等でも十分に濁水流出防止可能な容積を確保し、排水口に洗堀防止の布団籠を設置する等により、下流での濁水による影響を防止すること。

また、供用期間中に対象事業実施区域周辺に濁水の影響が及ばないよう、供用中の排水設備管理方法を検討し、その内容を準備書に記載すること。

- (5) 周辺土壌に沈砂池放流水を浸透させる計画としているが、現場の土壌特性により土壌の浸透能力は変化することから、必要に応じて専門家の助言を受けながら対象事業実施区域の土質の調査を行い、その結果を踏まえ、排水方法を検討すること。また、その内容を準備書に記載すること。

特に、対象事業実施区域周辺に砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が存在することに留意すること。

- (6) 対象事業実施区域周辺河川の下流に上水道水源が存在することから、工事中及び供用中に使用される油類や農薬等の薬品による水質事故発生時の対処について検討し、その内容を準備書に記載すること。

5 地形・地盤について

- (1) 造成に伴う土砂の仮置きや風力発電機等の設置に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めること。

また、環境影響評価結果を基に、軟弱な地盤、断層の分布範囲を避ける等の工事計画を検討するとともに、関係機関の指導を受け、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

- (2) 対象事業実施区域の大部分に保安林が含まれることから、準備書で示される風力発電機、沈砂池等の配置及び改変区域については、森林法等の基準に基づいて検討し、基準に適合することが困難な場合は、事業計画の見直しを検討すること。

- (3) 造成に伴い土砂の仮置きを行う場合、崩落による土砂災害の発生を防止するため、仮置き場所は斜面ではない平坦部とし、特定箇所に過剰な量の土砂を仮置きしない等留意すること。

6 風車の影について

風力発電機の影について適切な環境影響評価を行い、住民等の生活環境への影響がないよう、風力発電機の位置や高さを見直すことも含め検討すること。

7 動植物・生態系について

- (1) 周囲の重要な植物群落に国指定天然記念物「赤井谷地湿原植物群落」を追加すること。また、周囲の巨樹・巨木に市指定天然記念物「赤井の大イチョウ」を追加すること。
- (2) 方法書の計画では対象事業実施区域に緑の回廊が含まれることから、当該回廊を管轄する森林管理署等の関係機関と協議の上、風力発電機の設置位置等の事業計画を検討すること。また、併せて、ツキノワグマ、コウモリ、鳥類等の調査を十分行なうこと。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生育・生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定し、複数の風力発電機の並立が、野生生物の移動経路に影響を及ぼすことのないような計画とすること。
また、ニホンジカをはじめ、中・大型哺乳類の生息が確認されていることから、事業実施に伴い、生息状況の変化と住宅地等への影響が生じるおそれがあることに留意し、調査を行うこと。
- (4) プロットセンサス法で鳥類の生息域調査を行う場合、定点の周りの約200mの範囲の視聴できるすべての鳥類を地図上に記録して、供用の前後で比較すること。
- (5) コウモリ類調査に使用するライトは、ブレード回転域の高度で直径80m程度の十分な照射能力を有する機種を選定すること。
- (6) 現地調査の結果、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息、繁殖が確認された場合には、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装、風力発電機ナセル等へのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷設等の環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

8 景観・人と自然との触れあいの活動の場について

- (1) 会津若松市景観計画（平成29年2月策定）等に基づき、「鶴ヶ城周辺地区」、「景観まちづくり協定地区」、「会津若松市役所各庁舎」、「JR会津若松駅前」、「湊地区」、「背あぶり山（猪苗代湖・磐梯山を望む眺望点）」を調査地点に追加し、景観に対する環境影響評価を行い、準備書に記載すること。
また、事業規模が大きいことから、対象事業実施区域に最も近い住宅、集落内にも調査地点を追加し、景観に対する環境影響評価を行い、準備書に記載すること。

- (2) 猪苗代湖が重要な観光資源であること及び関係市町村が景観への配慮を求めていることを踏まえ、「長浜」、「白鳥ヶ浜」、「天神浜」等の猪苗代湖北岸や、磐梯山などの国立公園内等から調査地点を選定することを検討し、景観に対する環境影響評価を行うこと。
- (3) 調査地点の位置によって対象事業実施区域の見え方が異なることから、縮尺の大きい地形図等により詳細な調査地点が確認できる図を準備書に追加すること。
- (4) 風力発電機の大きさ、形、塗色、配置等によっては対象事業実施区域及びその周辺において供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が予想されることから、環境影響評価結果を踏まえ、目立たない配置を工夫する等の、景観への影響を最大限回避または低減するための対策を講じること。
- 特に、対象事業実施区域の北に、重要な人と自然との触れあいの活動の場である「会津東山自然休養林」が存在することに留意すること。
- (5) 可視領域に含まれていない地点から、視認されないはずの風力発電機が視認されることがないように予測は正確に行うこと。
- 特に方法書では風力発電機の高さを150mとして予測していることに留意し、変更する場合は再予測を行うこと。

9 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い発生する伐採木を対象事業実施区域内で再利用する場合は、具体的な利用方法等を可能な限り明確にして準備書に記載すること。
- また、現地で伐採木の破碎処理等を行う場合は、散水等の飛散防止措置を検討し、準備書に記載すること。
- なお、伐採木の再利用は、現場において必要と認められる量及び用途に限られ、それ以外は産業廃棄物に該当することから、事業計画の検討に際して、廃棄物処理法を所管する県地方振興局等の指導を受けること。
- (2) 廃棄物を事業場内外で一時的に保管する場合は、関係法令に基づき、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等による流出や地下浸透を防止すること。

10 放射線の量について

- (1) 事業の実施に先立ち、あらためて対象事業実施区域内の複数地点において放射線量（空間線量及び土壌表層の放射能濃度）の測定を実施して、施工上の安全を確認すること。
- その上で、高い線量の区域が確認される場合は、放射性物質を含む土壌や廃棄物の拡散・流出を防止する環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

なお、環境保全措置については、「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（平成27年、環境省）等を参考に、放射性物質を含む粉じんの発生、降雨等による放射性物質を含む表土の流出、高濃度の放射性物質を含む濁水の発生及び廃棄物の発生を可能な限り抑制するよう、十分に検討すること。

- (2) 放射性物質を含む土砂の拡散を防止するため、車両のタイヤ等を洗浄する場合、発生する排水及び排水処理により発生する土砂等の処理方法をあらかじめ検討し、その内容を準備書に記載すること。
- (3) 設置工事に伴い、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物及び土壌（沈砂池の浚渫に伴う土壌を含む）が発生した場合の処理計画について、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき検討すること。

11 電波障害について

対象事業実施区域北の背炙山山頂には複数の電波塔が設置されていることから、電波障害の調査は、電波塔で使用されている電波の帯域、種別に適した機器で調査を行うこと。

12 その他

- (1) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増えていることから、発電所稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、環境回復措置等について十分に検討すること。
- (3) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林漁業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

(参考) 事業概要について

- 1 事業者 コスモエコパワー株式会社
- 2 事業の名称 (仮称) 会津若松ウィンドファーム増設事業
- 3 事業の種類 風力発電所の設置の工事業
- 4 事業の規模 最大129,000キロワット
- 5 関係市町村 会津若松市、郡山市、猪苗代町